

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の特定避難勧奨地点が多数設定された地区（馬場地区）に居住していた亡祖父（申立人長男が相続）及び亡祖母（申立人らのうち3名及び申立外1名が相続）並びに申立人父母及び長男の日常生活阻害慰謝料（直接請求手続等により平成23年3月から平成27年3月まで各自月額10万円を支払済み。）に関し、①亡祖父母及び申立人父母が別の場所に避難するなどして家族別離が生じたことから、申立人父に対し、家族別離を理由とする増額分（平成23年3月から平成27年3月まで月額3万円）の賠償を認めるとともに、②亡祖父母について、重度の持病があることを理由とする増額分（平成23年3月から平成27年3月まで、亡祖父につき月額3万円、亡祖母につき月額2万円として申立人らの法定相続分に応じた額）の賠償を認め、③申立人母に対し、亡祖父母の介護を理由とする増額分（平成23年3月から平成27年3月まで、亡祖父の介護につき月額3万円、亡祖母の介護につき月額1万円）の賠償を認めるなどした事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、令和5年8月23日付けの被申立人答弁書記載の、申立人らと被申立人との間に争いがない別紙一覧表記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、別紙一覧表の「一部和解金額」欄記載の合計金140万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し

て別途請求しない。

第5 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年10月4日

（仲介委員 高畑 拓）

共通(自主的避難等対象区域以外)

(別紙)

申立人 X1 について 令和 ○年(東)第○号事件				
損害項目		期間	一部和解金額	備考
検査費用(人)				
避難費用				
一時立入費用				
帰宅費用				
生命・身体的損害				
精神的損害	日常生活阻害慰謝料			
	日常生活阻害慰謝料 (第五次追補第2の2)			
	増額事由 (第五次追補第2の4)	①要介護		
		②身体又は精神の障害		
		③上記①又は②者の介護		
		④乳幼児の世話		
		⑤妊娠中		
		⑥重度または中等度の持病		
		⑦上記⑥の者の介護		
		⑧家族の別離、二重生活等		
		⑨避難所の移動回数多数		
		⑩その他		
	過酷避難状況による精神的損害 (第五次追補第2の1)			
	生活基盤喪失・変容による精神的損害 (第五次追補第2の2)		—	500,000 円 中間指針第五次追補で示された金額 ・生活基盤変容:50 万円
	生活基盤変容に準じる精神的損害 (第五次追補第2の2)			
	健康不安に基礎を置く精神的損害 (第五次追補第2の3)			
	自主的避難等に係る損害 (子供・妊婦)			
	自主的避難等に係る損害 (子供・妊婦以外) (第五次追補第3)		2011 年 4 月 23 日 ～2011 年 12 月 31 日	200,000 円 中間指針第五次追補で示された金額(精神的損害等に対する賠償＋生活費増加費用等に対する賠償):20 万円 避難等対象区域(計画的避難区域・特定避難勧奨地点を除く)
	就労不能損害			
営業損害				
検査費用(物)				
不動産の財物損害				
家財の財物損害				
その他				
		一部和解合計額	700,000 円	
支払額		700,000 円		

共通(自主的避難等対象区域以外)

(別紙)

申立人 X2 について 令和 ○年(東)第○号事件					
損害項目		期間	一部和解金額	備考	
検査費用(人)					
避難費用					
一時立入費用					
帰宅費用					
生命・身体的損害					
精神的損害	日常生活阻害慰謝料				
	日常生活阻害慰謝料 (第五次追補第2の2)				
	増額事由 (第五次追補第2の4)	①要介護			
		②身体又は精神の障害			
		③上記①又は②者の介護			
		④乳幼児の世話			
		⑤妊娠中			
		⑥重度または中等度の持病			
		⑦上記⑥の者の介護			
		⑧家族の別離、二重生活等			
		⑨避難所の移動回数多数			
		⑩その他			
	過酷避難状況による精神的損害 (第五次追補第2の1)				
	生活基盤喪失・変容による精神的損害 (第五次追補第2の2)		—	500,000 円	中間指針第五次追補で示された金額 ・生活基盤変容:50 万円
	生活基盤変容に準じる精神的損害 (第五次追補第2の2)				
	健康不安に基礎を置く精神的損害 (第五次追補第2の3)				
自主的避難等に係る損害 (子供・妊婦)					
自主的避難等に係る損害 (子供・妊婦以外) (第五次追補第3)		2011 年 4 月 23 日 ～2011 年 12 月 31 日	200,000 円	中間指針第五次追補で示された金額(精神的損害等に対する賠償＋生活費増加費用等に対する賠償):20 万円 避難等対象区域(計画的避難区域・特定避難勧奨地点を除く)	
就労不能損害					
営業損害					
検査費用(物)					
不動産の財物損害					
家財の財物損害					
その他					
		一部和解合計額	700,000 円		
支払額		700,000 円			

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の特定避難勧奨地点が多数設定された地区（馬場地区）に居住していた亡祖父（申立人長男が相続）及び亡祖母（申立人らのうち3名及び申立外1名が相続）並びに申立人父母及び長男の日常生活阻害慰謝料（直接請求手続等により平成23年3月から平成27年3月まで各自月額10万円を支払済み。）に関し、①亡祖父母及び申立人父母が別の場所に避難するなどして家族別離が生じたことから、申立人父に対し、家族別離を理由とする増額分（平成23年3月から平成27年3月まで月額3万円）の賠償を認めるとともに、②亡祖父母について、重度の持病があることを理由とする増額分（平成23年3月から平成27年3月まで、亡祖父につき月額3万円、亡祖母につき月額2万円として申立人らの法定相続分に応じた額）の賠償を認め、③申立人母に対し、亡祖父母の介護を理由とする増額分（平成23年3月から平成27年3月まで、亡祖父の介護につき月額3万円、亡祖母の介護につき月額1万円）の賠償を認めるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1，同X2，同X3及び同X4（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

1 申立人X4は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

(1) 亡Aが平成28年1月○日に死亡し、平成○年○月○日に福島地方法務局所属公証人Bが作成した遺言公正証書（平成○年第○号）第1条において、亡Aが申立人X4に対し、被申立人に対する損害賠償請求権を含む全ての財産を包括して遺贈したこと。

(2) 上記(1)に関し、申立人X4以外の受遺者もしくは亡Aの相続人が異議を述べた場合には、自らの責任でこれを処理すること。

2 申立人X1，同X2及び同X3は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

亡C（以下、「被相続人」という。）が令和4年11月○日に死亡し、その法定相続人が申立人X1，同X2，同X3及び申立人外D（以下、4名を「相続人ら」という。）であること、相続人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継し、他に知れたる相続人は存在しないこと。

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第3 和解金額

被申立人は、別紙の損害項目及び期間に対する和解金として、別紙記載の和解金額合計金 8 2 6 万円の支払義務のあることを認める。

第 4 既払金及びその精算

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人 X 1 及び同 X 2 に対し、別紙記載の既払金合計金 1 4 0 万円を支払い済みであることを相互に確認し、その既払金全額について、第 3 項記載の和解金額合計金 8 2 6 万円の支払いに充当する方法で精算する。

第 5 支払方法

(省略)

第 6 確認条項

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第 7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を 2 通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが 1 通と被申立人が 1 通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

(仲介委員 高畑 拓)

令和〇年（東）第〇号

別紙

申立人 X 1

損害項目	内訳等	金額	期間
生活基盤変容慰謝料	第五次追補第 2 の 2	500,000	
自主的避難にかかる損害	第五次追補第 3	200,000	H23. 4. 23～23. 12. 31
日常生活阻害慰謝料 (増額分)	第五次追補第 2 の 4 ⑧ (家族別離)	1,470,000	H23. 3. 11～H27. 3. 31
合計		2,170,000	

申立人 X 2

損害項目	内訳等	金額	期間
生活基盤変容慰謝料	第五次追補第 2 の 2	500,000	
自主的避難にかかる損害	第五次追補第 3	200,000	H23. 4. 23～3. 12. 31
日常生活阻害慰謝料 (増額分)	第五次追補第 2 の 4 ⑦ (父の介護)	1,470,000	H23. 3. 11～27. 3. 31
日常生活阻害慰謝料 (増額分)	第五次追補第 2 の 4 ⑦ (母の介護)	490,000	H23. 3. 11～27. 3. 31
合計		2,660,000	

亡 A 包括受遺者 申立人 X 4

損害項目	内訳等	金額	期間
生活基盤変容慰謝料	第五次追補第 2 の 2	500,000	
自主的避難にかかる損害	第五次追補第 3	200,000	H23. 4. 23～3. 12. 31
日常生活阻害慰謝料 (増額分)	第五次追補第 2 の 4 ⑥ (重度の持病)	1,470,000	H23. 3. 11～27. 3. 31
合計		2,170,000	

被相続人 亡 C

損害項目	内訳等	申立人 X 1、同 X 2 及び同 X 3 法定相続分	金額	期間
生活基盤変容慰謝料	第五次追補第 2 の 2	3/4	375,000	
自主的避難にかかる損 害	第五次追補第 3	3/4	150,000	H23. 4. 23～3. 12. 31
日常生活阻害慰謝料 (増額分)	第五次追補第 2 の 4 ⑥ (重度の持病)	3/4	735,000	H23. 3. 11～27. 3. 31
合計			1,260,000	

和解金額合計	8,260,000
既払金合計 (R 5. 1 0. 4 一部和解)	1,400,000
支払額合計	6,860,000